

下仁田町公共物等有料広告掲載取扱要綱

平成 19 年 12 月 3 日

告示第 141 号

下仁田町公共物等有料広告掲載取扱要綱(平成 18 年告示第 123 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、町の財源確保を図るとともに、町民に有効な情報の提供及び企業等の活性化を図るため、町の公共物等に掲載(掲示含む。)する有料広告の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第 2 条 広告の掲載ができる公共物等は、次に掲げる範囲とする。ただし、町長が広告掲載を適当でないと認めるものは、広告掲載ができないものとする。

- (1) 本町が作成する印刷物または刊行物
- (2) 本町のホームページ
- (3) 本町が所有する財産
- (4) その他広告掲載が可能と町長が認める町の構築物

(掲載できる広告の基準)

第 3 条 掲載できる広告は、当該広告を掲載しようとする者の事業の適正化及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに町民生活の向上に資するもので、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 町の公共物等の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもののなかで、町長が適当でないと認めるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝にかかるもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもの(別表第 1)

(広告掲載の範囲等)

第 4 条 広告の掲載できる者の範囲及び順位は次のとおりとする。ただし、掲載希望者が同一の公共物等について複数ある場合の掲載順位は、町において決定する。

- (1) 公共団体、公団、公社、公益法人及びこれらに類するものに係る広告
- (2) 前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業に係る広告
- (3) その他掲載する広告として妥当であると町長が認めるものの広告

(広告の位置)

第 5 条 広告を掲載する位置は、公共物等の目的を妨げない位置とし、その位置は町において決定する。

(広告掲載の規格及び広告掲載料)

第 6 条 広告の掲載規格及び掲載料は、別表第 2 に定めるもの以外は公共物等所管部署において別に定める。

(掲載希望者の募集)

第 7 条 広告掲載の募集を行うときは、原則として必要な事項をホームページ及び広報誌等により周知するものとする。

(広告の申込)

第 8 条 広告掲載の申込は、下仁田町広告掲載申込書(様式第 1 号)により掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項による申込の際は、町長は必要に応じて業務内容がわかるものの提示を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第 9 条 町長は前条の申込書を受理したときは、第 3 条及び第 4 条の規定に基づき掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載決定通知書(様式第 2 号)又は広告非掲載決定通知書(様式第 3 号)により、広告掲載申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第 10 条 広告掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、別に指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載をすることができなかつたときは、掲載料を還付するものとする。

(広告主の責任)

第 11 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿は、広告主が作成するものとする。

(掲載決定の取り消し)

第 12 条 町長は、広告主が次の各号に該当する場合、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかつたとき
- (2) 広告主又は広告内容等が不適切と判明したとき
- (3) 広告主から広告掲載等の取り下げがあつたとき

(4) 広告主が倒産、解散等したとき

- 2 広告主は、前項の規定による広告掲載の決定の取り消しに伴い損害を被ることがあっても、町長に対しその損害賠償を請求することはできない。

(広告掲載物取扱基準)

第13条 第5条及び第6条の規定のほか、広告掲載に伴い必要な事項は、別表第2の基準によるものとする。

- 2 掲載所管部署は、前項の基準により、広告掲載に係る事務を処理するものとする。

(審査委員会)

第14条 掲載所管部署は、広告掲載に関し必要事項を審査するにあたり、疑義を生じた場合には、必要に応じ広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置することができる。

- 2 委員会の委員長は企画財政課長を、委員は行政係長、財政係長、広告掲載担当課長及び広告掲載担当係長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

要綱第3条第5号に規定する町長が妥当でないと認めるものは、次のものをいう。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 消費者金融の広告
- (3) 出資者及び出資金の募集広告
- (4) マルチ商法、靈感商法など悪質商法と認められる広告
- (5) 債権取り立て、回収等の広告
- (6) 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体の広告
- (7) 風俗営業及びこれに類似する業種の広告

- (8) 興信所等の広告
- (9) 個人、団体等の意見広告
- (10) 法律に定めのない医療類似行為等の広告
- (11) 人権を侵害するおそれのある広告
- (12) 他をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (13) 非科学的又迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- (14) 社会的に不適切な広告
- (15) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切な広告
- (16) 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (17) その他町長が掲載を不適切と認める広告

別表第2(第13条関係)

広告掲載物取扱基準(掲載場所、掲載規格及び金額)

掲載場所	区画数	区画規格(縦横)	1区画の広告料	備考
広報しもにたの裏表紙	3	50mm×80mm	5,000 円	最大 3 区画まで掲載可能
	特集記事 1	3 区画使用	30,000 円	取材等にて特集記事を作成
下仁田町ホームページ	10	50ピクセル×175ピクセル	町内の事業所等:2,000 円/月 町外の事業所等:3,000 円/月	掲載 Web ページ http://www.town.shimonita.lg.jp/
体験交流センターロビー内掲示板	2	60cm×90cm 以内	1 カ月 1,000 円	① 掲示期間は、最長 1 年以内 ② 申込者は、広告掲載物を持参するものとする。
はがきサイズ窓開封筒裏面	2	45mm×90mm	15,000 円	年間使用枚数
長3号窓開封筒裏面	4	45mm×70mm	15,000 円	年間使用枚数
角2号封筒裏面	8	60mm×100mm	5,000 円	1 事業の使用枚数
その他の公共物等	公共物等所管部署において、広告掲載対象物別に広告募集要領を定める。			

「注」1 広告欄に次の文書を記載します。

- ① この広告は、下仁田町公共物等有料広告掲載取扱要綱に基づいて作成しています。
- ② 広告内容に関する質問等につきましては、広告スポンサーに直接お問合せ

ください。(広告スポンサーと町の業務とは直接関係ありません。)

「注」2 広告の原稿は、広告主が作成する。

平成 年 月 日

下仁田町広告掲載申込書

下仁田町長 様

申込者

住所(事業所所在地)

氏名(事業所名)

印

電話番号

担当者

氏名

連絡先

下仁田町公共物等有料広告掲載取扱要綱第 8 条の規定により、広告の掲載について、下記のとおり原稿を添えて申し込みます。

記

1 申請する広告の対象(該当番号に○印をし、()内に対象物を具体的に記入)

- ① 本町が作成する印刷物または刊行物()
- ② 本町のホームページ
- ③ 本町が所有する財産()
- ④ その他()

2 掲載規格、掲載希望月、期間及び広告の大きさ等

3 広告掲載料の支払

広告掲載が決定されたときは、下仁田町の定める基準に従い、広告掲載料を支払います。

4 広告の掲載

町が指定した場所

平成 年 月 日

様

下仁田町長

印

広告掲載決定通知書

平成 年 月 日付けでお申込みいただきました、下仁田町の公共物等への広告掲載につきましては、下記のとおり掲載することを決定しましたので、下仁田町公共物等有料広告掲載取扱要綱第9条第2項の規定により、通知します。

つきましては、下記により手続きをお願いいたします。

記

1 広告の内容

- (1) 名称
- (2) 作成部数及び規格
- (3) 発行予定日

2 広告掲載料

- (1) 広告掲載料 円
- (2) 納付期限 平成 年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払下さい。

3 広告原稿の提出

- (1) 提出方法
- (2) 提出期限
- (3) 提出先

4 その他

平成 年 月 日

様

下仁田町長

印

広告非掲載決定通知書

平成 年 月 日付けでお申込みいただきました、下仁田町の公共物等への広告掲載につきましては、下記の理由により掲載できないことを決定しましたので、下仁田町公共物等有料広告掲載取扱要綱第9条第2項の規定により、通知します。

記

1 申し込まれた広告の内容

2 非掲載理由